

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

告 示

- 告示第83号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
- 告示第84号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第85号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第53号 選挙管理委員会の招集……………2

農 業 委 員 会

- 公告第8号 農業委員会定例総会の招集……………2

公 営 企 業

- 公告第23号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………2

告示

宇治市告示第83号

市道路線の区域の決定について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年9月1日から14日間

令和5年9月1日

宇治市長 松村 淳子

Table with 5 columns: 路線名, 区間, 幅員(m), 延長(m), 備考. Row 1: 大久保町1号線, 大久保町且椋124番地の1(右) 大久保町且椋118番地の3先, 3.4 ~ 6.0, 190.5, 起点地番「大久保町且椋124番地の1」を「大久保町且椋124番地の1(右)」に改正。 終点地番「大久保町且椋118番地の3」を「大久保町且椋118番地の3先」に改正。

宇治市告示第84号

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年9月1日から14日間

令和5年9月1日

宇治市長 松村 淳子

Table with 6 columns: 路線名, 区間, 前後別, 幅員(m), 延長(m), 備考. Row 1: 大久保町3号線, 大久保町田原73番地の1(右) 大久保町且椋125番地の6 大久保町田原73番地の1(右) 大久保町且椋125番地の6, 前, 4.0 ~ 9.0, 51.2, 後, 9.0 ~ 12.3, 50.0

宇治市告示第85号

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年9月1日から14日間

令和5年9月1日

宇治市長 松村 淳子

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始年月日. Row 1: 大久保町1号線, 大久保町且椋124番地の1(右) 大久保町且椋116番地の1, 令和5年9月1日. Row 2: 大久保町3号線, 大久保町田原73番地の1(右) 大久保町且椋125番地の6, 令和5年9月1日

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第53号

選挙管理委員会の招集について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和5年8月10日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研二

- 日時 令和5年8月10日(木) 午前10時~
場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
日時 令和5年9月1日(金) 午前10時~
場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
議題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第8号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定により、第3回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年9月1日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

- 開会日時 令和5年9月5日 13時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農地利用最適化推進委員の辞任について
2 専決事項の報告
3 その他

公営企業

宇治市上下水道事業公告第23号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程(平成24年宇治市水道事業管理規程第7号)第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公

告します。

令和5年9月1日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	指定工事業者名
第390号	K p l a n

